

飼い犬の登録、注射、引き取り

飼い犬の登録・注射

生後 90 日以上の子犬は狂犬病予防法の規定により、登録（生涯 1 回）と狂犬病予防注射（年 1 回）が義務付けられています。

1. 登録と予防注射の方法

(1) 集合注射時に登録・注射を行う場合

毎年 4 月中旬に町内を巡回しての集合注射を実施しています。（実施期日や実施場所については、町の広報誌等でお知らせします。）

(2) (1) 以外の時期及び個別に登録・注射を行う場合

登録：役場環境対策課窓口で登録できます。また、個別注射時にも登録することができます。

注射：獣医師宅に犬を連れて行くか、獣医師に訪問注射を依頼することができます。（事前の予約が必要です。）

2. 料金（1 頭につき）

| | | |
|------------------------|------------------|---------|
| 登録料 | | 3,000 円 |
| 狂犬病予防注射料（注射済票交付手数料を含む） | 集合注射又は獣医師宅での個別注射 | 3,100 円 |
| | 訪問注射 | 4,100 円 |

例：登録と注射を集合注射時に行う場合 $3,000 \text{ 円} + 3,100 \text{ 円} = 6,100 \text{ 円}$

注射のみの場合 3,100 円

3. 獣医師

| 氏名 | 行政区 | 電話番号 |
|--------|---------|----------|
| 佐々木 弘明 | 七ツ森・丸谷地 | 692-4340 |
| 西田 征洋 | 晴山 | 692-0616 |

4. 飼育にあたっての留意事項

犬の管理としつけは飼主の責任です。周りに迷惑のかからないよう、下記の事項に留意して正しく飼いましょう。

- (ア) 健康と安全 給餌と給水、健康管理、運動、犬小屋の整頓
- (イ) 危害防止 放し飼いをしない、脱出防止、係留、訓練
- (ウ) 生活環境 悪臭防止、外出時のフンの始末、鳴き声、庭木等へのいたずら防止
- (エ) 繁殖管理 繁殖の制限（去勢や避妊）

5. その他

飼い犬が死亡したり、飼主の変更など登録事項に変更が合った場合は、下記担当までお届け下さい。

犬・猫の引き取り

毎月第1木曜日に盛岡保健所による巡回引取りがあります。（印鑑が必要です。）

| | |
|---------|-----------|
| 引 取 場 所 | 雫石町役場 |
| 引 取 時 間 | 午前 10 時まで |

注 第1木曜日が国民の休日と重なった場合など、引取り日に変更される場合がありますので、予め担当にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ（担当）

雫石町役場環境対策課

電話番号 692 - 2111 内線 164 ~ 166